

8 / 2 2 府労委「P」

中央労働委員会へ再審査申し立て!

J R 東海労本部、新幹線関西地本、大阪仕業検査車両所分会は、通称、府労委「P」として大阪府労働委員会に、不当労働行為の救済を求めて闘ってきました。8月7日に、大阪府労働委員会から命令書が交付されたが、その内容は、会社が団体交渉の開催に応じなかったことは、不当労働行為と認定されましたが、その他の申し立ては、棄却するとの命令が出されました。

J R 東海労は8月22日、組合掲示物撤去の禁止、組合掲示物撤去に関する苦情処理会議の開催、謝罪文の掲示と社内誌への掲載の申し立てを棄却した部分については取消しを求め中央労働委員会に再審査申し立てを行いました。

苦情処理会議で明らかになったボーナスカット事由を記載した組合掲示物を「協約違反」という撤去通告だけで一方的に撤去したことなどが不当労働行為として認定されなかった不当命令について、中央労働委員会の場で更に本部・地本・分会が一丸となった闘いを継続することになりました。

今後とも全ての組合員の皆様のご支援とご協力をお願い致します。

再 審 査 申 立 書

平成26年8月22日

中央労働委員会会長 殿

再審査申立人

東京都大田区石川町一丁目14番11号
ジェイアール東海労働組合
代表者 中央執行委員長 瀧上 利博

大阪市東淀川区西成路一丁目2番56号
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部
代表者 執行委員長 小林 國博

大阪市東淀川区西成路一丁目2番56号
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部
大阪仕業検査車両所分会
代表者 分会長 松本 幸一

取消しを申し立てる人

名古屋市東区中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
代表者 代表取締役 滝澤 康夫

1 初審命令交付は
大阪府労働委員会平成24年(不)第39号事件の命令書が、平成26年8月7日に交付された。上記命令に不服であるので、再審査を申し立てる。

1